

# 確定申告はお早めに！

役場窓口での  
申告期間申告  
期間

2月16日(月) から 3月16日(月)まで

期限内申告は、**役場本庁舎 税金の窓口（住民税務課内）**で「3月16日(月)の12時までに受付」した分までとします。それ以降の分は「期限後申告」となりますので期限までに忘れず、早めに申告しましょう。なお、還付申告は、2月2日(月)より受付開始します。

申告の際の  
注意事項注意  
事項

## 以下の点に注意しましょう

### 混雑時には、必要書類を預かり申告書を作成します

必要書類を預かり、「預かり後3日～7日後に控を取りに来て頂く」ようお願いします。

- ※ 必要書類預かり時に、連絡のとれる電話番号を伺います。
- 「確定申告のお知らせ」のはがきや封書等が届いている人は、お持ちください。
- 昨年、洞爺湖町で受けた確定申告の控をお持ちの方は控も併せてお持ちください。
- 退職所得がある人は申告の対象となりますので、退職所得の源泉徴収票をお持ちください。

※必要書類の詳細については、広報とうやこ1月号4～6ページを併せてご確認ください。

### 役場窓口では作成できない申告

役場窓口で作成できない申告の種類は次のとおりです。申告する場合は、e-Taxをご利用になるか管轄税務署での申告をお願いします。

- 令和8年1月1日現在、洞爺湖町に住民票を置いていない人の申告
- 「青色事業者」の申告（損失含む）
- 「白色事業者」で「新規事業者」または「帳簿保存をしていない人」
- 分離所得（単純なものを除く）
- 令和4年分以前の申告（当初申告、修正申告、更正の請求等）

### 昨年から引き続き、変更している点

- 令和4年の申告から**利用者識別番号**が必要となりました。取得済の人は番号をお知らせください。  
※未取得の人は、役場で取得手続きをさせていただきます。

### 医療費明細を作成してください

医療費控除に伴う申告を行う人は、健康保険組合が発行する「医療費のお知らせ」と、裏面の「医療費控除の明細」を作成して持参してください。（氏名、医療機関でまとめた金額を記入）

## 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

住所

## 压 名

## 1. 項管普通通行記載される事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の①)~③)を記入します。  
※医療保険者等が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをお使いです。

(例：財務室総務会議が開催する「年度費の月初会計」)

①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者の氏名、④療養を受けた病院・診療所・医師名等の名称、⑤被保険者等がナリットした医療費の額、⑥被保険者等の名義

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	円	円

### 3 医療費（上記1以外）の明細

「録収書1枚」ごとではなく、  
「医療を受けた方」・「施設等」ごとにまとめて記入で選択します。

20合計

5

T

行政費の会計

(2+2)

19

B (8+8)

9